

証券コード 5922

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日

2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番12号

那須電機鉄工株式会社

代表取締役
社 長 鈴木 智 晴

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト www.nasudenki.co.jp



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、銘柄名(会社名)または証券コードを入力の上、検索くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階大会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第104期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第104期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案(第4号議案から第8号議案まで)>

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）廃止の件

第5号議案 自己株式取得の件

第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

第8号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

当社取締役会といたしましては株主提案(第4号議案から第8号議案まで)に対し、反対しております。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご 推 奨

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日(木)
午後5時15分までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は5頁をご参照ください。➡

行使期限

2026年6月25日(木)
午後5時15分までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月26日(金)
午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使書のご記入にあたってのご案内

本定時株主総会におきましては、株主様1名より、株主提案権の行使（以下「株主提案」といいます。）に関する書面を受領いたしております。

当社取締役会としては、株主提案に対し、反対しております。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否のご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号～第3号議案

第1号議案から第3号議案は、当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第4号～第8号議案

第4号議案から第8号議案は、提案株主様（1名）からのご提案です。

取締役会としては
第4号議案から第8号議案に反対しております。

詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

※議決権行使書はイメージです。

[記入例] 会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は
下図のようにご記入ください。

会社提案		
第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案
○ 賛	○ 賛	○ 賛
○ 否	○ 否	○ 否

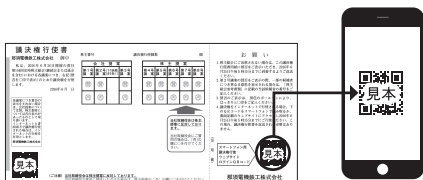
株主提案				
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛
○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

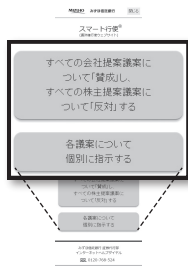
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右側のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

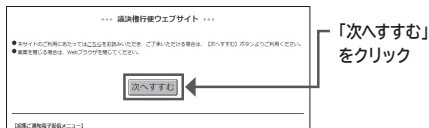
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

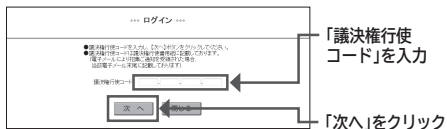
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

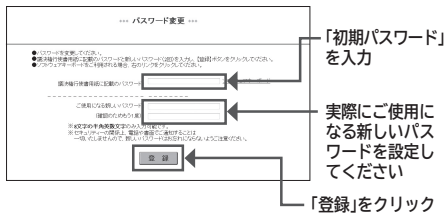
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善などを背景に内需を中心とした緩やかな回復が続いているものの、ウクライナ・中東情勢などの地政学的リスクの継続と拡大、米国の通商政策動向や金融市場の変動、継続的な物価の高騰など、先行き不透明な状況となっております。当社グループの関連業界におきましては、電力業界では原子力発電所の再稼働への対応、カーボンニュートラルの実現へ向けて再生可能エネルギー比率の拡大、レベニューキャップ制度による事業計画など、事業環境が変化しています。通信業界においては5Gの普及もあり、基地局への設備投資が増加しました。交通等インフラ業界では燃料代や鋼材価格の高止まりが続き、建設業・運送業では働き方改革に伴う労働力不足等が現実的になりコスト上昇など厳しい状況が続いております。

このような状況の中、今年度、当社グループは2029年の創立100周年・100年企業ブランドに向けて、3ヵ年の「2027中期経営計画」を策定しスタートしております。2025年度はその第三次計画の初年度にあたり、創立100周年の「ありたい姿」の実現に向けて引き続き取り組みを行いました。

その結果、売上高は237億47百万円（前連結会計年度比3.5%増）、営業利益は31億47百万円（同13.0%増）、経常利益は33億97百万円（同15.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億83百万円（同31.7%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、中間連結会計期間より、従来「交通インフラ事業」としていた報告セグメントの名称を「交通等インフラ事業」に変更しております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(電力・通信インフラ事業)

電力インフラ事業においては、小規模鉄塔の受注が減少したものの大型幹線鉄塔の受注により業量を確保しました。通信インフラ事業においては、通信会社の5G基地局の資機材受注に積極的に取り組みました。

その結果、売上高は195億89百万円（前連結会計年度比4.3%増）となりました。

(交通等インフラ事業)

交通等インフラ事業においては、高速道路関係およびインフラ設備工事での大型案件減少等が影響し、売上高は41億58百万円（同0.2%減）となりました。

①企業集団の事業セグメント別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度受注高		当連結会計年度売上高		翌連結会計年度 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
電力・通信インフラ事業	4,480	19,222	82.1%	19,589	82.5%	4,114
交通等インフラ事業	939	4,196	17.9%	4,158	17.5%	977
計	5,420	23,418	100.0%	23,747	100.0%	5,091

②当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高		当 期 売 上 高		次 期 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
鉄 塔 部 門	2,821	3,383	16.5%	3,989	19.2%	2,215
架線金物部門	640	11,341	55.1%	10,897	52.4%	1,084
碍子部門	713	2,022	9.8%	2,121	10.2%	614
その他製品部門	842	3,828	18.6%	3,791	18.2%	878
計	5,017	20,576	100.0%	20,799	100.0%	4,794

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資額は3億24百万円であり、主に老朽化した生産設備の更新を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社の主要顧客である電力各社は地政学的リスクによるエネルギー価格高騰の影響を受けて一層経営効率化が進められる一方、国内ではデータセンターの急増や半導体工場の新増設による電力需要の伸びが進展しています。さらにカーボンニュートラル実現に向けた取り組みも継続されることから、当社製品の一定の需要を見込んでおります。また、通信関係においては、引き続き5G基地局の資機材および通信鉄塔延命化工事等の受注に取り組んでまいります。

交通等インフラ事業においては、懸案の大深度地下の外環自動車道やリニア中央新幹線など新設の国家的プロジェクトについては工事の中断や工期の延期等があり依然として不透明な状況下にあります。老朽化による道路関連設備更新の受注に取り組むとともに、都市機能強靱化に資する無電柱化提案も積極的に行ってまいります。

一方で中東情勢の緊迫化に伴うコスト上昇等、先行きは依然として不透明な状況が続くものと想定されます。当社といたしましては引き続き動向を注視しつつ、収益性の確保およびコスト管理の徹底に努めてまいります。

当社グループは、2029年の創立100周年・100年企業ブランドに向けての事業継続を図るために3カ年の中期経営計画を策定しており2026年度はその第三次計画の2年目にあたります。創立100周年の「ありたい姿」の実現に向けた取り組みを継続してまいります。

株主の皆さまにおかれまして今後とも相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 101 期 2022年度	第 102 期 2023年度	第 103 期 2024年度	第 104 期 2025年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	22,056	23,334	22,939	23,747
経 常 利 益 (百万円)	2,495	2,767	2,938	3,397
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,856	1,850	1,885	2,483
1株当たり当期純利益 (円)	1,591.44	1,586.79	1,616.33	2,129.34
総 資 産 (百万円)	40,775	44,234	43,642	47,563
純 資 産 (百万円)	24,714	27,281	29,142	33,537

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 101 期 2022年度	第 102 期 2023年度	第 103 期 2024年度	第 104 期 2025年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	18,969	20,163	20,439	20,799
経 常 利 益 (百万円)	2,113	2,211	2,491	2,585
当 期 純 利 益 (百万円)	1,581	1,519	1,680	1,872
1株当たり当期純利益 (円)	1,355.75	1,302.66	1,440.83	1,605.44
総 資 産 (百万円)	36,464	39,507	39,808	43,436
純 資 産 (百万円)	21,422	23,529	25,138	28,785

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	30	95.00	関東地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	10	83.50	関西地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負

(注) 1. 出資比率は、子会社が保有する株式を含めて算出しております。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含め7社であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 な 事 業 内 容
電力・通信インフラ事業	鉄塔・鉄構、鋼管柱、架空線材料、情報通信材料等の製作・販売および通信鉄塔設備工事
交通等インフラ事業	交通システム材料等の製作・販売、道路設備工事、地中線設備工事および溶融亜鉛めっき賃加工

(8) 主な事業所

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	八 千 代 工 場	千葉県八千代市
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	大 阪 工 場	大阪府大阪市
中 部 支 店	愛知県名古屋市	会 津 第 一 工 場	福島県大沼郡
九州・沖縄支店	福岡県福岡市	会 津 第 二 工 場	福島県会津若松市

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	本 社 所 在 地	工 場 所 在 地
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	東京都江東区	大阪府大阪市
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	大阪府大阪市	—

(注) 当社の連結子会社は、上記の主要な子会社2社を含め7社であります。

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
464名	11名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員33名(期中平均雇用人員)を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
352名	6名減	45.4歳	17.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者11名および臨時従業員28名(期中平均雇用人員)を含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,215
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	570
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	297
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	291
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	220

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 1,166,202株 （自己株式 33,798株を除く）
(3) 株 主 数 1,418名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	87	7.46
株 式 会 社 ケ ー ・ エ フ ・ シ ー	67	5.75
那 須 幹 生	54	4.66
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50	4.29
N A V F S E L E C T L L C	41	3.53
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	40	3.50
株 式 会 社 巴 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	35	3.03
山 洋 電 気 株 式 会 社	31	2.71
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	30	2.63
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	30	2.57

(注) 持株比率は自己株式(33,798株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 智 晴	営業管掌 那須電材産業株式会社 代表取締役社長 那須電機商事株式会社 代表取締役社長 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長
常務取締役	大熊 幸 夫	管理部門担当兼生産部門担当
取締役	清水 幸 男	電力・通信営業部長兼技術開発部担当 那須化成株式会社 代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	西岡 雅 之	
取締役(監査等委員)	黒滝 一 雄	公認会計士黒滝一雄事務所所長
取締役(監査等委員)	中里 志 万子	西新橋法律事務所弁護士 原子力損害賠償紛争解決センター (文部科学省研究開発局原子力損害賠償 紛争和解仲介室)所属

- (注) 1. 取締役黒滝一雄および中里志万子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として西岡雅之氏を選定しております。
3. 取締役黒滝一雄および中里志万子の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役黒滝一雄氏は公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役中里志万子氏は弁護士としての資格を有しており、豊富な経験と幅広い知見を有するものであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の範囲については、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)であり、保険料は会社負担としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。
7. 2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の担当
清水 幸 男	取締役 情報システム部長兼電力・通信営業部長兼技術開発部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く)	130,091	59,061	65,400	5,630	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	10,200	10,200	—	—	1
社外役員	5,160	5,160	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）および社外役員の固定報酬・退職慰労金の対象は、2026年3月31日現在在籍且つ2025年6月26日第103回定時株主総会で退任した取締役（監査等委員を除く）5名、取締役（監査等委員）1名および社外役員2名であります。
3. 業績連動報酬は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
5. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業績連動報酬として取締役に對して賞与を支給しております。
6. 業績連動報酬等に関する指標ならびに選定理由、算出方法は「取締役の報酬等の決定に係る方針」2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針（2）に記載のとおりであり、当事業年度を含む業績指標の推移は1.（5）財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。
7. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）に対し、年額250,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名であります。
8. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員）に対し年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
9. 上記のほか、第103期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名に対して、役員退職慰労金を支給しております。支給額には功労加算金21,884千円が含まれております。

(4) 取締役の報酬等の決定に係る方針

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき代表取締役社長 鈴木智晴が検討し、監査等委員会の意見を考慮

し決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の報酬等に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、当社が社会の持続可能な発展に貢献する企業として、サステナブルな経営および成長を実現するための重要なインセンティブとして十分に機能し、その実現のために優秀な人材を取締役として内部登用及び外部採用での確保と維持ができる報酬の体系と水準にする。

当社の報酬水準は、当社取締役が経営方針に対して担うべき機能、役割、責任並びに同業種、同規模の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、各年度の取締役構成、人員、経営機能を総合的に勘案し決定する。

2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、経営方針に対して担うべき機能、役割、責任を踏まえた基本報酬と会社業績の達成度に連動した業績連動報酬から構成する。また、長期的視点に立った企業価値向上への貢献度を踏まえた退職金制度を設ける。

- (1) 取締役の基本報酬は毎月の固定報酬とし、役位、職責、会社の業績等を総合的に考慮して決定する。なお、監査等委員については、それぞれの役割に応じて設定した額を基本報酬とする。
- (2) 取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等は、各事業年度の当社グループの連結業績、経営状況、中長期経営計画との対比、前年度比、目標達成率を総合的に勘案して算出された額を賞与として決定し、年一回支給する。目標となる業績指標は、経常利益が当社の総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、経常利益を業績連動報酬等に係る指標とする。

3. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役の報酬等について、基本報酬、業績連動報酬等個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、各事業年度の会社業績により業績連動報酬等が大きく変動することにより支給割合については定めない。

4. 報酬決定のプロセス

監査等委員以外の取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会における一任に基づき、代表取締役社長 鈴木智晴が具体的内容を検討し、客観性・透明性を確保するために、監査等委員会の意見を考慮して決定する。

取締役会は、代表取締役が、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うことが最も適していると判断し、一任した。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
黒滝 一雄	該当事項はありません。
中里志万子	該当事項はありません。

② 社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

氏名	社外取締役に期待される役割および主な活動状況
黒滝 一雄	取締役に就任以降、公認会計士および税理士として企業会計、税務全般に精通した経験を活かし、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会14回のうち全てに、また監査等委員会12回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っています。
中里志万子	取締役に就任以降、弁護士として法令全般に精通した経験を活かし、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会14回のうち全てに、また監査等委員会12回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額で記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否については、監査等委員会が会計監査人の職務の遂行状況等を毎期、考慮・検討します。その結果、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

① 当社ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範に基づき、代表取締役社長の指揮のもと、リスクマネジメント委員会により、取締役および社員に対し、コンプライアンス体制の強化を図ります。

また、各業務プロセスにおいては、統制活動・情報と伝達・モニタリングを通じて、コンプライアンス体制の推進に努め、監査等委員会および監査室は定期的にコンプライアンス体制の調査、法令・定款等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘・改善指導に努めます。

なお、「内部通報規程」等により、当社グループが継続的かつ安定的に発展する妨げとなる法令等違反や社内不正などを防止または早期発見し、是正に努めます。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に係る体制ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは、取締役の職務執行に係る情報を含め取締役および社員が法令、定款、取締役会規程、稟議規程、文書規程に則った情報の保存および管理を行います。また、検索・閲覧可能な状態で「文書規程」に定められた期間、適切に保

存管理します。

また、グループ会社管理規程に基づき、子会社の取締役および社員の業務執行に係る事項について、当社の担当部門から報告を求め、必要があれば取締役会に報告します。なお、グループ各社の社長、または担当者による定例会を開催し、各社の職務執行状況や情報の共有化に努めます。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動を取巻くさまざまなリスクに対して「リスクマネジメント規程」に基づき、的確な管理・実践に努めます。併せてリスクマネジメントを推進する「リスクマネジメント委員会」の充実を図ります。

各業務プロセスにおいて発生する可能性のある全てのリスクを洗い出し、その評価を行って対応策を講じるなどのリスクマネジメント委員会による組織的な取組みを支援していきます。併せて、危機管理マニュアル、事業継続計画により、不測の事態に備えます。

④ 当社および子会社の取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行の監督や透明性の向上に努めています。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、業務を展開していきます。

なお、当社監査室による業務監査等を行っており、それぞれの部門における業務監視を統括しながら、より充実した業務監査に取り組めます。

⑤ 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範、グループ会社管理規程に基づき、経営管理および内部統制に関する指導・助言の充実を努めます。

また各子会社においては、責任者を定めてコンプライアンス体制の強化を図ります。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制と当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および社員（補助使用人という。）を置くことを求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、取締役および監査室員の中から監査等委員会の職務を補助すべき補助使用人を置くものと

します。また、他の取締役からの独立性の確保については、当該補助使用人の人事等に関する事項は監査等委員会の同意を得たうえで決定するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該補助使用人はその職務にあたっては監査等委員会の指示に従うものとします。

なお、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき補助使用人を監査室員の中から1名選任しています。

- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、当社取締役会をはじめ重要な会議に出席し、社内稟議書を閲覧するとともに業務執行部門等に対し監査に必要な情報の報告を求めることができ、また、監査室と緊密な連携を保ちつつ、客観的な監査を実施する体制を整備しています。

なお、当社監査等委員会は会計監査人との会合を通じて、意見・情報交換を行っています。

当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実や重大な違反行為を発見したときは、ただちに当社監査等委員会へ報告するものとします。なお、内部通報規程により、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切な運用を行います。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、当該費用または債務を支払います。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用を図ります。また、業務執行部門による内部統制システムの自己評価のほか、監査室による内部統制システムの評価を継続的に実施し、必要な是正を行ないます。

- ⑩ 反社会的勢力の排除について

当社グループは、企業グループとしての企業行動指針・行動規範に基づき、反社会的行為への関与の禁止を徹底していきます。反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を取り、一切関わりません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスおよびリスク管理体制

当社グループでは、当社の経営理念や企業行動指針を定めた「企業行動規範」に基づく業務遂行を求めるとともに、コンプライアンスの重要性の理解とその遵守を推進する企業風土の醸成に努めました。また、リスクマネジメント委員会により、当社グループ内でのリスク環境に対する認識を高める意識啓発やリスクの棚卸しと予防管理体制の強化を図っています。リスクマネジメント委員会は委員長を社長が兼ね各委員についても取締役が兼務しており、トータルでのリスク管理は取締役会が責任をもって意思決定し、対処しています。

② 職務の執行の適正および効率性

取締役会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）を含む6名で構成されており、毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行状況等の監督を行いました。その他、業務執行における重要事項を審議する会議体として、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しています。

なお、内部監査を担当する監査室を設置しており、取締役会において内部監査計画や結果の承認を行っております。

③ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準、内部統制システムに係る監査等委員会の実施基準に基づき、監査方針、監査計画、職務分担に従い、取締役会、常務会、リスクマネジメント委員会など重要な会議に出席し、社内稟議等の閲覧や実地調査を通じて取締役や社員の業務執行状況を監視するとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行うなど、監査の実効性確保に努めております。また、監査室から内部監査の計画および結果の報告を受けるとともに、会計監査人による監査結果や意見交換等を行うことにより、適正な監査を実施しております。

④ 財務報告の適正と信頼性の確保

財務報告の適正と信頼性確保のため、当社グループの基本方針に則り、財務報告の信頼性を高める内部統制システムの整備・運用を図りました。

また、監査室による内部監査を実施して内部統制システムの有効性評価を行い、内部統制報告書を作成し、監査等委員会、会計監査人の監査を受けております。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適當であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、次のような取組みを実施しております。

(イ) 中長期的な経営戦略

当社は、1929年の創業以来、一貫して電力、通信、鉄道、道路など、社会の基盤を支えるインフラ製品の製造販売およびサービスの提供を行ってまいりました。

本年度は2025年度からスタートさせた「2027中期経営計画」の初年度にあたり、2029年の創立100周年・100年企業ブランドに向けて、継続した取り組みを行いグループ経営の効率化、堅実な成長を推進いたします。

(ロ) コーポレート・ガバナンスの強化

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を図るとともに、社会から信頼され、必要とされる企業となるために、経営の透明性、法令等の遵守、業務の適正と効率性の追求、社会から有用とされる製品やサービスを提供することにより企業の社会的責任を果たしていくことが重要であると考えております。

当社グループは、1959年1月に創業者那須仁九郎による三章からなる社憲「人の和」、「誠実」、「奉仕の心」を制定し、当社グループの経営の拠りどころとして事業を展開し、現在に至っております。また、「企業行動規範」を定め、法令や社会ルールを守る高い倫理観と厳しい自己規律を実現し、社会から求められる企業となることを目指しております。

業務執行・経営監視の仕組みについては、当社は毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行の監督や経営の透明性向上に努めています。また、執行役員制度を採用し、取締役の監督と業務執行機能を分けることにより経営の透明性や健全性の確保、監視機能の向上に取り組んでいます。

業務執行における重要事項を審議する会議体としては、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しています。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

その概要は以下のとおりです。

(イ) 本対応方針継続の目的

本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として継続するものです。

(ロ) 本対応方針の対象となる当社株式の買付

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、③上記①若

しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）を意味します。（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）

(ハ) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置しています。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任しています。

(二) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会等による一定の評価・検討期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものです。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

(ホ) 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、2027年に開催予定の当社第105回定時株主総会の終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしま

す。

導入後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nasudenki.co.jp>) に掲載しております。

- ④ 本対応方針の合理性について（本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記①の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

- (イ) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）および経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本対応方針は、上記「本対応方針継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

- (ハ) 株主意思を反映するものであること

本対応方針は、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

(二) 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(ホ) デッドハンド型およびスローハンド型の対応方針ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中で記載の金額は表示単位未満は切捨て、比率その他の数値は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部            |                   |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>19,200,898</b> | <b>流動負債</b>        | <b>6,503,145</b>  |
| 現金及び預金          | 8,218,000         | 支払手形及び買掛金          | 1,467,381         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 3,446,898         | 電子記録債務             | 1,123,954         |
| 電子記録債権          | 1,268,875         | 短期借入金              | 86,000            |
| 製品              | 2,526,889         | 1年内返済予定の長期借入金      | 1,976,000         |
| 仕掛品             | 2,543,049         | 未払費用               | 130,598           |
| 原材料及び貯蔵品        | 984,848           | 未払法人税等             | 592,000           |
| その他             | 213,336           | 未払消費税等             | 269,333           |
| 貸倒引当金           | △1,000            | 前受金                | 90,245            |
| <b>固定資産</b>     | <b>28,362,306</b> | 賞与引当金              | 369,548           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,747,188</b> | 役員賞与引当金            | 94,000            |
| 建物              | 5,703,535         | その他                | 304,083           |
| 構築物             | 228,792           | <b>固定負債</b>        | <b>7,522,443</b>  |
| 機械及び装置          | 2,614,630         | 長期借入金              | 823,000           |
| 車輜運搬具及び工具器具備品   | 185,574           | リース債務              | 1,165,356         |
| 土地              | 7,009,611         | 繰延税金負債             | 1,638,818         |
| 建設仮勘定           | 5,044             | 再評価に係る繰延税金負債       | 1,522,122         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>131,191</b>    | 役員退職慰労引当金          | 53,050            |
| 借地権             | 27,467            | 退職給付に係る負債          | 1,961,858         |
| ソフトウェア          | 95,893            | その他                | 358,236           |
| その他             | 7,829             | <b>負債合計</b>        | <b>14,025,589</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,483,926</b> | <b>純資産の部</b>       |                   |
| 投資有価証券          | 9,025,627         | <b>株主資本</b>        | <b>25,693,829</b> |
| 繰延税金資産          | 52,844            | 資本金                | 600,000           |
| 投資不動産           | 2,867,316         | 資本剰余金              | 28,081            |
| その他             | 545,340           | 利益剰余金              | 25,147,663        |
| 貸倒引当金           | △7,202            | 自己株                | △81,914           |
|                 |                   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>7,480,566</b>  |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | 4,360,312         |
|                 |                   | 土地再評価差額金           | 3,119,276         |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額       | 976               |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b>     | <b>363,219</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>33,537,615</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>47,563,204</b> | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>47,563,204</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 23,747,299 |
| 売上原価            | 18,559,893 |
| 売上総利益           | 5,187,405  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,040,130  |
| 営業利益            | 3,147,274  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 462        |
| 受取配当金           | 192,247    |
| 受取賃料            | 278,723    |
| その他             | 38,086     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 92,390     |
| 社債借入            | 518        |
| 賃借料             | 144,746    |
| 借入手数料           | 2,000      |
| 支払保険料           | 443        |
| 固定資産除却損         | 6,250      |
| その他             | 12,790     |
| 経常利益            | 3,397,654  |
| 特別利益            |            |
| 投資有価証券売却益       | 240,488    |
| 受取保険金           | 15,782     |
| 特別損失            |            |
| 事業構造改善費用        | 57,162     |
| 抱合せ株式消滅差損       | 2,272      |
| 税金等調整前当期純利益     | 3,594,490  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,073,847  |
| 法人税等調整額         | △7,741     |
| 当期純利益           | 2,528,383  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 45,053     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,483,330  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由            | 株 主 資 本 |        |            |         |            |
|---------------------|---------|--------|------------|---------|------------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金      | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高           | 600,000 | 28,081 | 23,189,180 | △80,199 | 23,737,061 |
| 当 期 変 動 額           |         |        |            |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |        | △524,847   |         | △524,847   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |        | 2,483,330  |         | 2,483,330  |
| 自己株式の取得             |         |        |            | △1,714  | △1,714     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |        |            |         | —          |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —      | 1,958,482  | △1,714  | 1,956,768  |
| 当 期 末 残 高           | 600,000 | 28,081 | 25,147,663 | △81,914 | 25,693,829 |

| 残高及び変動事由            | その他の包括利益累計額      |                |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|---------------------|------------------|----------------|------------------|-------------------|---------|------------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高           | 1,976,953        | 3,119,276      | △1,204           | 5,095,025         | 310,272 | 29,142,359 |
| 当 期 変 動 額           |                  |                |                  |                   |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当         |                  |                |                  |                   |         | △524,847   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |                |                  |                   |         | 2,483,330  |
| 自己株式の取得             |                  |                |                  |                   |         | △1,714     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,383,359        |                | 2,181            | 2,385,540         | 52,946  | 2,438,487  |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 2,383,359        | —              | 2,181            | 2,385,540         | 52,946  | 4,395,255  |
| 当 期 末 残 高           | 4,360,312        | 3,119,276      | 976              | 7,480,566         | 363,219 | 33,537,615 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び名称 7社  
那須電材産業㈱、那須電機商事㈱、その他5社
- (2) 主要な非連結子会社名  
電材運輸㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数及び名称 0社
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称  
電材運輸㈱

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

###### イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により処理)を採用しております。

###### ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 製品・仕掛品

主として個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

## ロ. 原材料

主として月別総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ④ 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権・破産更生債権については、財務内容評価法を採用し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、

税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① 電力・通信インフラ事業

電力及び通信用の鉄塔、鉄構、架線金物等の製作・販売、碍子及び樹脂製品等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しております。

工事契約に係る収益には、主に地中送電設備及び通信鉄塔設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

② 交通等インフラ事業

道路設備及び鉄道をはじめとする交通システム材料等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しております。

工事契約に係る収益には、主に道路設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

## 5. 重要な会計上の見積り

### (棚卸資産の評価)

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|          |              |
|----------|--------------|
| 製品       | 2,526,889千円  |
| 仕掛品      | 2,543,049 // |
| 原材料及び貯蔵品 | 984,848 //   |
| 計        | 6,054,787 // |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は取得原価で評価しておりますが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、収益性の低下の事実を適正に反映するように正味売却価額で評価し、取得原価との差額を当期の費用として処理しております。正味売却価額の算定にあたっては、直近の販売実績による単価又は将来見込まれる販売予定価格に基づくほか、期末時点までに発生している実績原価及び類似製品の過去の利益率に基づき追加製造原価を合理的に見積ることとしております。なお、将来の販売見込みや契約仕様の変更、想定外の事象の発生等により、見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額      | 16,470,876千円  |
| 投資不動産の減価償却累計額          | 1,725,239 //  |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |               |
| (1) 担保に供している資産         |               |
| 建物                     | 3,187,619千円   |
| 構築物                    | 2,009 //      |
| 機械及び装置                 | 79,699 //     |
| 土地                     | 6,752,072 //  |
| 投資有価証券                 | 154,404 //    |
| 投資不動産                  | 1,415,547 //  |
| 計                      | 11,591,353 // |
| (2) 担保に係る債務            |               |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む）      | 1,550,000千円   |
| 計                      | 1,550,000 //  |

### 3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月

2002年3月31日

再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  $\Delta 1,545,522$ 千円

(うち、投資不動産に係る差額 943,305 // )

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株数

普通株式

1,200,000株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類    | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当金額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|----------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 524,847        | 450              | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月27日 |

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

|           |            |
|-----------|------------|
| 配当金の総額    | 746,369千円  |
| 配当の原資     | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当金額 | 640円       |
| 基準日       | 2026年3月31日 |
| 効力発生日     | 2026年6月29日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債の発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額20,683千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:千円)

|                         | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額       |
|-------------------------|------------|-----------|----------|
| 投資有価証券                  |            |           |          |
| その他有価証券                 |            |           |          |
| 株式                      | 9,004,944  | 9,004,944 | —        |
| 資産計                     | 9,004,944  | 9,004,944 | —        |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | 2,799,000  | 2,758,841 | △40,158  |
| リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む） | 1,244,245  | 981,045   | △263,199 |
| 負債計                     | 4,043,245  | 3,739,886 | △303,358 |

(注) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金のこれらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

| 区分      | 時価（千円）    |      |      |           |
|---------|-----------|------|------|-----------|
|         | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券  |           |      |      |           |
| その他有価証券 |           |      |      |           |
| 株式      | 9,004,944 | —    | —    | 9,004,944 |
| 資産計     | 9,004,944 | —    | —    | 9,004,944 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

| 区分                      | 時価（千円） |           |      |           |
|-------------------------|--------|-----------|------|-----------|
|                         | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | —      | 2,758,841 | —    | 2,758,841 |
| リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む） | —      | 981,045   | —    | 981,045   |
| 負債計                     | —      | 3,739,886 | —    | 3,739,886 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）

これらは元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、千葉県及びその他の地域において、賃貸用住宅等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価        |
|------------|-----------|
| 2,867,316  | 3,597,495 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価額」を基礎として算定しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント         |               | 合計         |
|-----------------------|-----------------|---------------|------------|
|                       | 電力・通信<br>インフラ事業 | 交通等<br>インフラ事業 |            |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 19,589,265      | 3,796,665     | 23,385,930 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | —               | 361,368       | 361,368    |
| 顧客との契約から生じる収益         | 19,589,265      | 4,158,034     | 23,747,299 |
| 外部顧客への売上高             | 19,589,265      | 4,158,034     | 23,747,299 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との契約から生じた債権 |           |           |
| 受取手形          | 105,207   | 15,556    |
| 電子記録債権        | 519,558   | 1,268,875 |
| 売掛金           | 3,609,419 | 3,381,497 |
| 契約資産          | 265,183   | 49,845    |
| 契約負債（前受金）     | 113,527   | 90,245    |

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格は、契約の履行に応じ、今後概ね1年にわたって収益認識される予定であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 28,446円 53銭
- 1 株当たり当期純利益 2,129円 34銭

※1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

|                        |      |           |
|------------------------|------|-----------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益        | (千円) | 2,483,330 |
| 普通株主に帰属しない金額           | (千円) | —         |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | 2,483,330 |
| 普通株式の期中平均株式数           | (株)  | 1,166,243 |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部          |                   |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>16,212,981</b> | <b>流動負債</b>      | <b>7,442,712</b>  |
| 現金及び預金          | 6,673,758         | 電子記録債務           | 983,511           |
| 受取手形            | 9,701             | 買掛金              | 1,329,366         |
| 電子記録債権          | 740,905           | 短期借入金            | 1,857,000         |
| 売掛金             | 3,119,365         | 1年内返済予定の長期借入金    | 1,976,000         |
| 製品              | 2,454,743         | 未払金              | 155,027           |
| 仕掛品             | 2,548,405         | リース債務            | 76,113            |
| 原材料及び貯蔵品        | 377,215           | 未払費用             | 93,924            |
| 前払費用            | 91,060            | 未払法人税等           | 262,918           |
| 未収金             | 196,632           | 未払消費税            | 208,473           |
| その他金            | 2,193             | 前受り金             | 42,900            |
| 貸倒引当金           | △1,000            | 預り金              | 14,279            |
| <b>固定資産</b>     | <b>27,223,647</b> | 賞与引当金            | 311,600           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,175,622</b> | 役員賞与引当金          | 65,400            |
| 建物              | 5,546,019         | 設備関係電子記録債務       | 7,095             |
| 構築物             | 228,119           | その他              | 59,100            |
| 機械及び装置          | 2,487,240         | <b>固定負債</b>      | <b>7,207,933</b>  |
| 車輜運搬用具          | 24,144            | 長期借入金            | 823,000           |
| 工具、器具及び備品       | 143,468           | リース債務            | 1,156,769         |
| 土地              | 6,741,586         | 繰延税金負債           | 1,511,644         |
| 建設仮勘定           | 5,044             | 再評価に係る繰延税金負債     | 1,522,122         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>124,014</b>    | 退職給付引当金          | 1,815,291         |
| 借地権             | 27,467            | 役員退職慰労引当金        | 36,110            |
| ソフトウェア          | 88,943            | 資産除去債務           | 97,776            |
| その他             | 7,603             | その他              | 245,218           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,924,010</b> | <b>負債合計</b>      | <b>14,650,645</b> |
| 投資有価証券          | 8,346,400         | <b>純資産の部</b>     |                   |
| 関係会社株           | 373,291           | <b>株主資本</b>      | <b>21,621,415</b> |
| 出資              | 5,243             | 資本剰余金            | 600,000           |
| 破産更生債権          | 771               | 資本剰余金            | 9,445             |
| 長期前払費用          | 28,538            | 資本準備金            | 9,392             |
| 投資不動産           | 2,675,107         | その他資本剰余金         | 52                |
| その他投資           | 495,405           | 利益剰余金            | 21,093,884        |
| 貸倒引当金           | △748              | 利益準備金            | 150,000           |
|                 |                   | その他利益剰余金         | 20,943,884        |
|                 |                   | 圧縮積立金            | 851,772           |
|                 |                   | 別途積立金            | 6,200,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金          | 13,892,112        |
|                 |                   | 自己株              | △81,914           |
|                 |                   | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>7,164,567</b>  |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 4,045,290         |
|                 |                   | 土地再評価差額金         | 3,119,276         |
| <b>資産合計</b>     | <b>43,436,628</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>28,785,983</b> |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>43,436,628</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |            |
|---------------------|---------|------------|
| 売 上 高               |         | 20,799,850 |
| 売 上 原 価             |         | 16,710,717 |
| 売 上 総 利 益           |         | 4,089,133  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 1,514,498  |
| 営 業 利 益             |         | 2,574,634  |
| 営 業 外 収 益           |         |            |
| 受 取 利 息             | 174     |            |
| 受 取 配 当 金           | 253,185 |            |
| 受 取 賃 貸 料           | 645,154 |            |
| そ の 他               | 28,346  | 926,860    |
| 営 業 外 費 用           |         |            |
| 支 払 利 息             | 100,179 |            |
| 社 債 利 息             | 518     |            |
| 賃 貸 費 用             | 795,399 |            |
| 借 入 手 数 料           | 2,000   |            |
| 支 払 保 証 料           | 443     |            |
| 固 定 資 産 除 却 損       | 6,250   |            |
| そ の 他               | 11,166  | 915,957    |
| 経 常 利 益             |         | 2,585,537  |
| 特 別 利 益             |         |            |
| 受 取 保 険 金           | 15,782  | 15,782     |
| 特 別 損 失             |         |            |
| 事 業 構 造 改 善 費 用     | 53,908  | 53,908     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 2,547,411  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 655,388 |            |
| 法人税等調整額             | 19,692  | 675,081    |
| 当 期 純 利 益           |         | 1,872,330  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由                         | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |                 |           |               |
|----------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------|---------------|
|                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |                 |           |               |
|                                  |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |               |
|                                  |         |           |                 |               |                 | 圧 縮 積 立 金       | 別 積 立 金   | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高                        | 600,000 | 9,392     | 52              | 9,445         | 150,000         | 880,588         | 6,200,000 | 12,515,812    |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額              |         |           |                 |               |                 |                 |           |               |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩                  |         |           |                 |               |                 | △28,816         |           | 28,816        |
| 剰 余 金 の 配 当                      |         |           |                 |               |                 |                 |           | △524,847      |
| 当 期 純 利 益                        |         |           |                 |               |                 |                 |           | 1,872,330     |
| 自 己 株 式 の 取 得                    |         |           |                 |               |                 |                 |           |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額<br>(純額) |         |           |                 |               |                 |                 |           |               |
| 当事業年度中の変動額合計                     | —       | —         | —               | —             | —               | △28,816         | —         | 1,376,299     |
| 当 期 末 残 高                        | 600,000 | 9,392     | 52              | 9,445         | 150,000         | 851,772         | 6,200,000 | 13,892,112    |

| 残高及び変動事由                         | 株 主 資 本       |         |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                 |                     | 純 資 産 合 計  |
|----------------------------------|---------------|---------|-------------|-------------------------|-----------------|---------------------|------------|
|                                  | 利 益 剰 余 金 合 計 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
|                                  |               |         |             |                         |                 |                     |            |
| 当 期 首 残 高                        | 19,746,401    | △80,199 | 20,275,647  | 1,743,889               | 3,119,276       | 4,863,166           | 25,138,813 |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額              |               |         |             |                         |                 |                     |            |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩                  |               |         |             |                         |                 |                     |            |
| 剰 余 金 の 配 当                      | △524,847      |         | △524,847    |                         |                 |                     | △524,847   |
| 当 期 純 利 益                        | 1,872,330     |         | 1,872,330   |                         |                 |                     | 1,872,330  |
| 自 己 株 式 の 取 得                    |               | △1,714  | △1,714      |                         |                 |                     | △1,714     |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額<br>(純額) |               |         |             | 2,301,401               |                 | 2,301,401           | 2,301,401  |
| 当事業年度中の変動額合計                     | 1,347,483     | △1,714  | 1,345,768   | 2,301,401               | —               | 2,301,401           | 3,647,169  |
| 当 期 末 残 高                        | 21,093,884    | △81,914 | 21,621,415  | 4,045,290               | 3,119,276       | 7,164,567           | 28,785,983 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

###### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により処理）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ①製品・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。ただし、碍子については月別総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

###### ②原材料

月別総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (5) 長期前払費用

均等償却によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権・破産更生債権については、財務内容評価法を採用し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### (1) 電力・通信インフラ事業

電力及び通信用の鉄塔、鉄構、架線金物等の製作・販売、碍子及び樹脂製品等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時

に収益認識しております。

工事契約に係る収益には、主に地中送電設備及び通信鉄塔設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(2) 交通等インフラ事業

道路設備及び鉄道をはじめとする交通システム材料等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しております。

工事契約に係る収益には、主に道路設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|          |              |
|----------|--------------|
| 製品       | 2,454,743千円  |
| 仕掛品      | 2,548,405 // |
| 原材料及び貯蔵品 | 377,215 //   |
| 計        | 5,380,363 // |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 5.重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

|                                                                                             |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                           | 15,869,151千円  |
| 投資不動産の減価償却累計額                                                                               | 1,706,792 //  |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務                                                                      |               |
| (1) 担保に供している資産                                                                              |               |
| 建物                                                                                          | 3,184,658千円   |
| 構築物                                                                                         | 2,009 //      |
| 機械及び装置                                                                                      | 79,699 //     |
| 土地                                                                                          | 6,634,942 //  |
| 投資不動産                                                                                       | 1,415,547 //  |
| 計                                                                                           | 11,316,857 // |
| (2) 担保に係る債務                                                                                 |               |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む）                                                                           | 1,550,000千円   |
| 計                                                                                           | 1,550,000 //  |
| 3. 区分掲記していない関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                                              |               |
| 短期金銭債権                                                                                      | 747,581千円     |
| 短期金銭債務                                                                                      | 325,403 //    |
| 4. 土地の再評価                                                                                   |               |
| 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 |               |
| 再評価を行った年月                                                                                   | 2002年3月31日    |
| 再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。                                      |               |
| 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額                             | △1,545,522千円  |
| （うち、投資不動産に係る差額                                                                              | 943,305 //    |

## 損益計算書に関する注記

|            |              |
|------------|--------------|
| 関係会社との取引高  |              |
| 営業取引による取引高 |              |
| 売上高        | 5,588,851千円  |
| 営業費用       | 3,387,506 // |
| 営業取引以外の取引高 | 378,185 //   |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

|                       |      |         |
|-----------------------|------|---------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株数 | 普通株式 | 33,798株 |
|-----------------------|------|---------|

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金 571,816千円

その他 254,339 //

繰延税金資産小計 826,156 //

評価性引当額 △41,631 //

繰延税金資産合計 784,525 //

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金 △391,263千円

その他有価証券評価差額金 △1,837,153 //

その他 △67,752 //

繰延税金負債合計 △2,296,169 //

繰延税金負債の純額 △1,511,644 //

## 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称     | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容                | 取引金額(千円)  | 科目  | 期末残高(千円) |
|-----|------------|----------------|-----------|----------------------|-----------|-----|----------|
| 子会社 | 那須電材産業株式会社 | 直接所有<br>94.83% | 役員の兼務     | 製品の販売<br>(注1)        | 2,691,708 | 売掛金 | 296,168  |
| 子会社 | 東北那須電機株式会社 | 直接所有<br>88.96% | 役員の兼務     | 製品の販売<br>(注1)        | 2,588,895 | 売掛金 | 290,789  |
| 子会社 | Nテック株式会社   | 直接所有<br>95.31% | 役員の兼務     | 外注加工の委託<br>(注1)      | 3,036,552 | 買掛金 | 245,744  |
|     |            |                |           | 工場建屋、製造設備の賃貸<br>(注2) | 351,762   | —   | —        |

(注) 1. 取引条件については、業務内容を勘案し、当事者間で協議のうえ決定しております。

2. 賃貸借取引条件については、当社の賃貸費用及び市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 24,683円 53銭
- 1 株当たり当期純利益 1,605円 44銭

※ 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

|              |      |           |
|--------------|------|-----------|
| 当期純利益        | (千円) | 1,872,330 |
| 普通株主に帰属しない金額 | (千円) | —         |
| 普通株式に係る当期純利益 | (千円) | 1,872,330 |
| 普通株式の期中平均株式数 | (株)  | 1,166,243 |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

那須電機鉄工株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 土居 一彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江口 慎太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、那須電機鉄工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

那須電機鉄工株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江口 慎太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

那須電機鉄工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西岡雅之 ㊟

監査等委員 黒滝一雄 ㊟

監査等委員 中里志万子 ㊟

(注) 監査等委員黒滝一雄及び中里志万子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### <会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益分配につきまして、業績および財務状況を総合的に勘案して決定していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記基本方針により、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 640円  
総額 746,369,280円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (1) 所有する当社株式数<br>(2) 当社との特別の利害関係     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1                                                                                                                                    | すずき ともはる<br>鈴木 智晴<br>(1962年1月3日生)  | 1984年4月 当社入社<br>2003年6月 当社執行役員電力・通信営業部長<br>2007年6月 当社取締役電力・通信営業部長<br>2013年4月 当社取締役電力・通信営業部長兼海外部長兼沖縄支店長<br>2017年4月 当社常務取締役営業部門担当兼営業管理室長兼海外部長兼沖縄支店長<br>2019年4月 当社常務取締役営業部門担当兼海外部長兼沖縄支店長<br>2019年6月 当社代表取締役社長 営業管掌（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>那須電材産業株式会社 代表取締役社長<br>那須電機商事株式会社 代表取締役社長<br>北海道那須電機株式会社 代表取締役社長<br>東北那須電機株式会社 代表取締役社長 | (1) 17,000株<br>(2) 後記欄外<br>(注) 1.ご参照 |
| 【候補者とした理由】<br>鈴木智晴氏は、当社の代表取締役社長として経営を担うとともに、営業管掌として事業拡大を推進しております。その経験と実績を踏まえ、持続可能な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。   |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                      |
| 2                                                                                                                                    | おおくま ゆきお<br>大熊 幸夫<br>(1963年6月27日生) | 1986年4月 当社入社<br>2010年4月 当社知的財産管理室長<br>2011年4月 当社情報システム部長<br>2017年6月 当社執行役員情報システム部長<br>2020年3月 会津碍子株式会社代表取締役社長<br>2022年4月 当社執行役員八千代工場長<br>2022年6月 当社取締役生産部門担当兼八千代工場長<br>2024年6月 当社取締役生産部門担当兼八千代工場長兼情報システム部担当<br>2025年6月 当社常務取締役管理部門担当兼生産部門担当（現任）                                                                            | (1) 996株<br>(2) なし                   |
| 【候補者とした理由】<br>大熊幸夫氏は、管理部門および生産部門の統括運営に携わっており、経営全般に関する経験、知識、見解を有しており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                      |

| 候補者番号                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                              | (1) 所有する当社株式数<br>(2) 当社との特別利害関係    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 3                                                                                                                                                      | し み ず ゆ き お<br>清水幸男<br>(1966年3月24日生) | 1988年4月 当社入社<br>2017年4月 当社電力・通信営業部長<br>2018年4月 当社執行役員電力・通信営業部長<br>2022年4月 当社執行役員電力・通信営業部長兼公共営業部長<br>2023年4月 当社上席執行役員電力・通信営業部長<br>2024年6月 当社取締役電力・通信営業部長兼技術開発部担当<br>2026年4月 当社取締役情報システム部長兼電力・通信営業部長兼技術開発部担当(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>那須化成株式会社 代表取締役社長 | (1) 951株<br>(2) 後記欄外<br>(注) 1. ご参照 |
| 【候補者とした理由】<br>清水幸男氏は、電力・通信営業部門および技術開発部門の統括運営に携わっており、関連会社の取締役として経営全般に関する経験、知識、見解を有しており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                    |

- (注) 1. 当社は、那須電材産業株式会社、北海道那須電機株式会社、東北那須電機株式会社、那須電機商事株式会社、那須化成株式会社との間に取扱商品の取引関係があります。また、那須電材産業株式会社、那須電機商事株式会社には建物を賃貸しております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での契約を継続する予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本総会において、第1号議案および第2号議案が原案通りに承認された場合の、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の主たる経験分野・専門性は以下のとおりとなります。

|                                  | 候補者<br>番号 | 氏 名       | スキル・経験       |                        |           |               |                              |
|----------------------------------|-----------|-----------|--------------|------------------------|-----------|---------------|------------------------------|
|                                  |           |           | 企業経営<br>組織運営 | 営業・マ<br>ーケティング・国<br>際性 | 財務・会<br>計 | 生産・技<br>術・R&D | 法務・内<br>部統制・<br>コンプラ<br>イアンス |
| 取締役（監<br>査等委員で<br>ある取締役<br>を除く。） | 1         | 鈴木 智 晴    | ○            | ○                      |           | ○             |                              |
|                                  | 2         | 大 熊 幸 夫   | ○            |                        | ○         | ○             | ○                            |
|                                  | 3         | 清 水 幸 男   | ○            | ○                      |           | ○             |                              |
| 監査等委員<br>である取締<br>役              | —         | 西 岡 雅 之   |              | ○                      | ○         |               | ○                            |
|                                  | —         | 黒 滝 一 雄   | ○            |                        | ○         |               |                              |
|                                  | —         | 中 里 志 万 子 |              |                        |           |               | ○                            |

(注) 上記一覧表は、取締役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時総会開始の時をもって、2025年6月26日開催の第103回定時株主総会において選任いただきました補欠の監査等委員である取締役内藤英俊氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の効力は次期定時株主総会が開催される時までといたします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                     | (1) 所有する<br>当社株式数<br>(2) 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <small>ないとう ひでとし</small><br>内藤英俊<br>(1963年10月20日生)                                                                                                                                                          | 1999年3月 学校法人産業能率大学入職 短期大学能率科講師<br>2005年4月 同大学総合研究所<br>2014年4月 同大学グローバルマネジメント研究所<br>2023年4月 自由が丘産能短期大学教授（現任） | (1) 0株<br><br>(2) なし                         |
| <b>【候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br>内藤英俊氏は、社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大企業の経営幹部育成、管理者のマネジメント能力開発、組織改革の分野で豊富な実績を有しており当社の経営における重要事項に関しては客観的に助言や指導などを行っていただけると期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                             |                                              |

- (注) 1. 内藤英俊氏は補欠の社外取締役候補者であります。  
 2. 内藤英俊氏は、経営幹部育成、マネジメント開発についての豊富な経験や実績を有しており、社外取締役に就任された場合にはその経歴から適切な提言をいただけるものと判断しております。  
 3. 当社は、社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を当社定款に定めております。内藤英俊氏の選任が承認された場合、社外取締役就任時に同氏と当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。  
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。内藤英俊氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

## <株主提案(第4号議案から第8号議案まで)>

第4号議案から第8号議案は、株主様1名からのご提案によるものであります。

なお、各議案の議案名、議案の要領及び提案の理由は形式的な調整を除き、原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも**反対**しております。

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）廃止の件

### 1. 議案の要領

当社は2015年より前から当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）を導入し、現在まで3年毎に継続しているが、今般本定時株主総会終結時をもってこれを廃止する。

### 2. 提案の理由

株式の自由な売買及び株主平等の原則は資本市場の根幹を成すものであり、買収防衛策は、株主の権利行使及び株式市場の機能に重大な影響を及ぼし得る極めて例外的な措置であり、その導入にあたっては、取締役会が独立した立場から十分な検討及び牽制機能を発揮し、株主共同の利益の観点から合理的かつ透明性の高い意思決定がなされることが不可欠です。

当社は、2015年より前から本買収防衛策を導入し、その後も長期に亘り、漫然と本買収防衛策を継続していますが、その間、我が国では、2014年のスチュワードシップ・コードの導入、2015年のコーポレートガバナンス・コードの導入、2019年の公正なM&Aの在り方に関する指針の導入、2023年の東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」などの資本市場改革が進められてきました。

提案者は、本買収防衛策は当社固有の問題にとどまらず、我が国においてこれまで進められてきた資本市場改革の趣旨及び成果を毀損するおそれがあると懸念しております。果たして、当社の取締役会が、本買収防衛策の継続に関して真に独立した立場から十分な検討を尽くし、株主共同の利益に資する意思決定を行っているかについては、大いに疑問があります。

よって、提案者は、本買収防衛策の廃止を提案します。

#### 【第4号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

##### (反対の理由)

当社は、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。しかしながら、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対抗措置を含めた買収への対応方針として、2024年6月27日開催の第102回定時株主総会にて株主の皆様からご承認をいただいたうえで、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）（以下「本対応方針」といいます。）を継続しております。本対応方針の有効期間は2027年に開催予定の当社第105回定時株主総会の終結の時までとしており、当社取締役会は、現時点においても、本対応方針を継続する必要性があることには変わりがないものと考えております。

このように、本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために必要な取組みとして、株主の皆様からのご承認を得て継続しているものであり、本議案において提案株主が指摘するような、資本市場改革の趣旨および成果を毀損するものではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対いたします。**

当社は、今後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、本対応方針の在り方について引き続き検討してまいります。

## 第5号議案 自己株式取得の件

### 1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数120,000株、取得価額の総額金2,400,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### 2. 提案の理由

当社の株価は昨年来緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

### 【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

#### (反対の理由)

当社は、利益配分につきまして、業績および財務状況を総合的に勘案して決定していくことを基本方針としており、経営基盤強化のための内部留保の充実を図るとともに、適正な利益配分に努めております。なお、内部留保につきましては、今後の競争力の維持・強化のための新製品、新規ビジネスモデルの研究・開発、生産体制の整備・拡充、財務体質の強化などに充当し、将来の経営基盤の強化に努めております。

また、当社は、2025年5月27日に、2026年3月期から2028年3月期までの3か年を対象とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定・公表しております。本中期経営計画では、当社の企業価値の持続的な向上に向けた各種成長投資の実現を予定するとともに、株主の皆様への利益配分につきましては、「企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実、業績の水準及び財務情報を総合的に勘案して、株主の皆様への利益配分を決定する」ことを基本方針とし、総還元性向30%を目安とする株主還元方針を新たに策定いたしました。

このような基本方針及び新たな株主還元方針のもと、直近3年間の当社の1株当たり配当金は、2024年3月期270円、2025年3月期450円と増配を続け、2026年3月期については前期比190円増の640円と更なる増配を予定しております。当社は、こうした株主還元策は、いずれも当社の業績および財務状況を総合的に勘案して決定されたものであり、適切であると判断しております。

これに対して、本議案は、本定時株主総会終結の時から1年以内に、取得価額の総額を24億円として、当社の発行済株式総数の約10%に相当する当社普通株式12万株の自己株式の取得を求めるものですが、仮に本議案が可決された場合、本中期経営計画における成長投資の機動性が損なわれることとなり、当社の中長期的な企業価値の向上が妨げられる結果をもたらすと考えております。

また、当社の2026年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が24.8億円であることを踏まえると、これとほぼ同額に値する本議案の自己株式の取得価額の総額は、本定時株主総会終結時から1年以内という短期間で行うものとしては過大な水準です。こうした株主還元策は、上述した当社の利益配分に関する基本方針の考え方にそぐわず、結果として、当社の中長期的な企業価値の向上の機会を奪うことに繋がりがかねないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対いたします。**

## 第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

### 1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

| 変更前                               | 変更後                                                     |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (員数)<br>第19条 当会社に取締役は、18名以内とする。   | (員数)<br>第19条 当会社に取締役は、18名以内とする。                         |
| 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。 | 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。                       |
| <u>3</u> <u>(新設)</u>              | <u>3</u> <u>当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u> |

### 2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役6名のうち社外取締役は2名となっており、3分の1以上の要件を充たしていますが、スタンダード市場上場会社であっても、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらずと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

#### 【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

##### (反対の理由)

当社の取締役候補の指名の方針については、専門的かつ高度な知識とすぐれた能力を有し、人格的にも優れ、見識のある人を総合的に判断し、決定しております。

また、当社では、各取締役がもつ主たるスキル・キャリア・専門性を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、会社の組織体制に応じた人数と専門分野の組合せを考慮して、取締役候補を決定しております。具体的には、企業経営・組織運営、営業・マーケティング・国際性、財務・会計、生産・技術・R&D、法務・内部統制・コンプライアンスの各分野に精通した役員を選任することで、知識、経験、能力のバランスに配慮しております。また、社外取締役については、その経験、出身分野も含む多様性を意識して選定しております。

本定時株主総会において当社が提案する取締役選任議案をご承認いただきますと、引き続き、取締役会の構成は6名中2名が独立社外取締役となり、また女性1名が含まれることとなりますので、取締役会における多様性が確保されている状態が継続するものと考えております。また、当該2名の独立社外取締役は、いずれも公認会計士・税理士、弁護士といった専門家であり、それぞれが、専門的な知見及び豊富な経験に基づき、客観的な視点から、当社の経営等に対して率直・活発に有益な提言を行っております。このように、当該2名の独立社外取締役は、いずれも取締役会の活性化や監督機能の強化に大きく貢献しております。

以上のように、本定時株主総会後の当社取締役会においても、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたガバナンスの有効性は十分に担保されますので、本議案が提案するような、当社の社外取締役を過半数とする定款規定を新設することは不要であると考えております。

また、本議案において引用されているコーポレートガバナンス・コード【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】は、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社……は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである」と述べるにとどまり、各社個別の事情を勘案した上で、必要に応じて過半数の社外取締役の選任を要請しているに過ぎず、すべての上場会社が過半数の独立社外取締役を選任すべきであることまでは要請しておりません。

さらに、本議案のように、当社取締役の過半数を常に社外取締役とすることを義務付ける規定を定款に設けた場合、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を却って制限し、その時々において最適な取締役会を検討・構成する上での妨げになると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対いたします。**

## 第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

### 1. 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の株主総会において取締役（監査等委員を除く）の報酬を年額250百万円以内、監査等委員である取締役の報酬を年額50百万円以内とすることが承認されているが、今般、上記報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員を除く）に対し年額100百万円以内、付与株式数の上限5,000株、監査等委員である取締役に対し年額20百万円以内、付与株式数の上限1,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR（株主総利回り）を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

### 2. 提案の理由

提案者は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされております。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。提案者は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

#### 【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

##### (反対の理由)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等は、当社が社会の持続可能な発展に貢献する企業として、サステナブルな経営および成長を実現するための重要なインセンティブとして十分に機能し、その実現のために優秀な人材を取締役として内部登用及び外部採用での確保と維持ができる報酬の体系と水準にすることとしております。そして、当社の報酬水準は、当社取締役が経営方針に対して担うべき機能、役割、責任並びに同業種、同規模の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、各年度の取締役構成、人員、経営機能を総合的に勘案し決定しております。

このような基本方針のもと、当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等は、経営方針に対して担うべき機能、役割、責任を踏まえた基本報酬と会社業績の達成度に連動した業績連動報酬から構成し、これと併せて、長期的視点に立った企業価値向上への貢献度を踏まえた退職金制度も設けております。このうち、業績連動報酬については、各事業年度の当社グループの連結業績、経営状況、中長期経営計画との対比、前年度比、目標達成率を総合的に勘案して算出された額を賞与として決定し、年一回支給することとしております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、その職責等に鑑み、基本報酬のみを支給しております。

当社取締役会としては、当社の業績と長期的視点に立った企業価値の向上を重視した上記の報酬構成により、取締役が当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを十分に有することができると考えております。したがって、現時点において、本議案が提案するような株式報酬制度を導入することは不要であると考えております。

また、本議案は、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しても譲渡制限付株式報酬を付与する制度を導入することを求めるものです。しかしながら、当社は、社外取締役に対しては、独立した立場から当社経営への助言や経営陣による業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待しており、また、監査等委員である取締役に対しては、取締役の業務執行に対する監査を通じて取締役会による経営の監督機能を強化することを期待していることから、これらの者に対して業績に連動するインセンティブを付与することは適切でないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対いたします。**

## 第8号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### 1. 議案の要領

当社の定款第9条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

| 変更前                                                                                                       | 変更後                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （基準日）<br>第9条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 | （基準日）<br>第9条 当社は、毎年 <u>5月15日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 |
| 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。                                                 | 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。                                                 |

## 2. 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。

これにより、投資家、議決権行使助言機関及びアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本提案は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主體的関与を促進し、提案者が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値及び資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(反対の理由)

当社は、株主・投資家の皆様への情報開示の充実は重要な施策であると認識しており、有価証券報告書の開示時期の早期化に関する検討を含め、情報開示の拡充に向けた対応を継続的に行っております。

この点、本議案は、当社の定時株主総会の議決権の基準日を、毎年3月31日から毎年15日へと変更することを提案するものです。

しかしながら、議決権行使基準日を配当基準日と異なる日に設定した場合、議決権を行使する株主様と配当を受領する株主様とが一致しない状態が生じます。多くの上場会社においては、議決権行使基準日と配当基準日を一致させる運用が一般的な慣行として確立されているところ、両者が一致しない状況は、株主の皆様にとって理解しづらいものであり、株主の皆様の混乱を招く懸念があると考えられます。

また、議決権行使基準日を変更する場合、株主名簿管理、議決権行使手続、配当金支払事務等、広範かつ多岐にわたる株式実務に大きな影響を及ぼすことで、関係機関との調整を含めた事務負担が増加するほか、これらの事務に係る金銭的な負担が増加することも見込まれ、必ずしも株主の皆様の利益につながることはないと考えております。

加えて、当社が4月から開始する新たな事業年度における経営計画を的確に推進するためには、定時株主総会でのご承認を受けた経営体制が早期に確定することが重要であると考えられるところ、このような観点からは、議決権基準日を決算期末日より後ろ倒しとし、当該経営体制が確定する時期を遅らせることは望ましくないと考えられます。

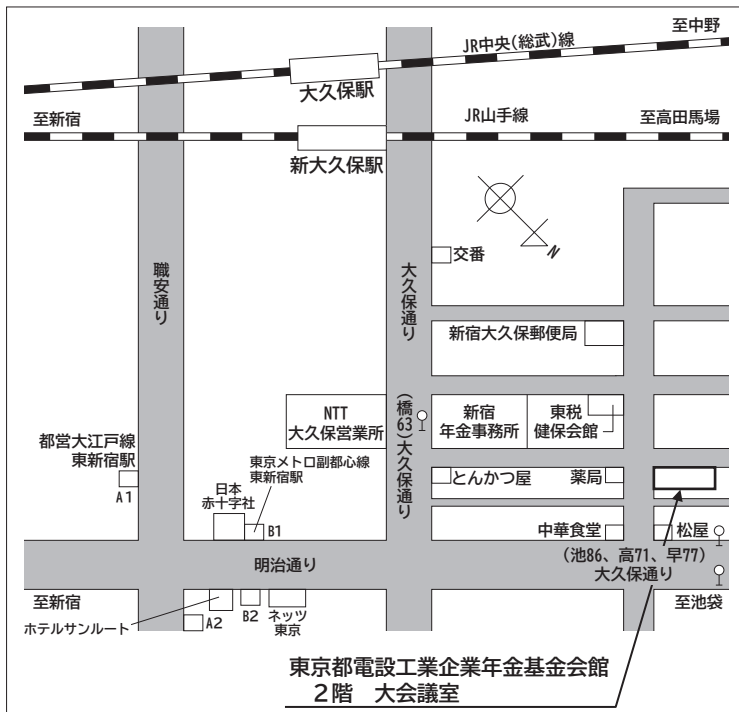
さらに、現在、法務省に設置された法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、事業報告等と有価証券報告書の開示の合理化を含む会社法制の見直しの検討が進められております。同部会が公表した「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」では、事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化に関して、(i) 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等の作成義務を負わないものとする（事業報告等と有価証券報告書の一本化）や、(ii) 会計監査人が(i)の有価証券報告書について金融商品取引法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなすものとする（会計監査の一元化）が検討されております。また、金融庁においても、有価証券報告書の記載事項の整理の検討が進められるなど、有価証券報告書の定時株主総会前の開示を促進するための環境整備の検討が進められております。

当社としましては、上記のような状況も踏まえ、株主の皆様のご意見や会社法その他の関連法令の改正動向等を注視し、また、実務上の影響等も見極めながら、適切な有価証券報告書の開示のあり方を引き続き検討してまいりたいと考えており、現時点においては、定時株主総会の基準日は現状どおりとすることが適切であると判断しております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対いたします。**

以 上

# 株主総会会場ご案内図



- 会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号  
東京都電設工業企業年金基金会館 2階大会議室  
電話 (03) 5273-0121 (代表)
- もよりの駅 JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分  
JR中央(総武)線「大久保駅」下車、徒歩15分  
都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩7分  
東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分